

## 取り組むべきその他の課題と今後の取組

以下の今後取り組むべきその他の課題について、その具体的な内容やスケジュールを明確にしながら強力に取組を進める。

### 【国が直接取り組むもの】

項目	これまでの取組状況・実績	今後の取組
<b>1 輸出に関する規制等の撤廃・緩和等に向けた取組の加速化</b>		
放射性物質に関する規制の撤廃・緩和	<ul style="list-style-type: none"><li>政府一体となった働きかけの結果、原発事故に伴い輸入規制を設けた54か国・地域のうち、これまでに27か国が規制を撤廃。規制の残る27か国・地域のうち、一部地域を対象に輸入停止措置を継続しているのは6か国・地域(香港、中国、台湾、韓国、シンガポール、マカオ)。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>輸入停止措置を継続している6か国・地域をはじめ、輸入規制措置を継続している国・地域に対して、規制の撤廃・緩和に向けて引き続きあらゆる機会を捉えて粘り強く働きかけを実施。</li></ul>
動植物検疫	<ul style="list-style-type: none"><li>動植物検疫に係る輸出解禁・条件緩和は、「農林水産業の輸出力強化戦略」において策定された国・地域別の輸出戦略及び産地の要望を踏まえ、協議を実施。</li><li>2013年度以降、21か国40件が輸出解禁・条件緩和。</li><li>中国向け精米輸出に使用できる施設について、中国側と精米工場2施設及びくん蒸倉庫5施設の追加に合意。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>現在、17か国56件の輸出解禁・条件緩和に取り組み中(豪州向け牛肉輸出解禁、アルゼンチン向け牛肉輸出解禁、ベトナム向け玄米の輸出解禁、カナダ向けりんごの条件緩和等)。</li><li>引き続き、「農林水産業の輸出力強化戦略」において策定された国・地域別の輸出戦略及び産地の要望を踏まえ、協議を実施。</li><li>検疫協議を円滑に進めるため、日本の検疫措置の国際基準との整合、輸出先国の規格・基準への対応等のための支援を実施。</li><li>中国向けのコメ輸出について、追加された施設も最大限活用して、効果的な輸出拡大に向けた支援を実施。</li></ul>

【事業者の取組を支援するもの】

項目	これまでの取組状況・実績	今後の取組
<p><b>1 海外の買い手が要求する国際的な規格、認証等への対応及び輸出力強化につながる規格・認証の活用推進</b></p>		
<p>海外の買い手が求める規格・認証の取得推進</p> <p>( HACCP、GAP、有機、ハラール 等 )</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ HACCP: 日本発食品安全管理規格(JFS)の策定を推進。製造セクター(カテゴリEIV<sup>(*1)</sup>)について規格の国際化のためGFSI<sup>(*2)</sup>へ承認申請。</li> <li>(*1)EIV: 常温保存製品の加工</li> <li>(*2)Global Food Safety Initiative(世界食品安全イニシアティブ。世界的に展開する食品事業者が集まり、規格・認証スキームの承認等を行う機関)</li> <li>・ GAP: GAP認証取得を支援(これまでに980経営体を支援(うち取得済み413経営体))。併せて、我が国発GAP認証の国際規格化の取組を支援(2017年11月にGFSI承認申請済み)。</li> <li>・ 有機: 有機JAS認証取得を支援(これまでに60件を支援(うち取得済み54件))。</li> <li>・ ハラール: 「ハラール食品輸出に向けた手引き」を公開し、情報提供や相談対応を行うとともに、ハラール認証取得を支援(これまでに5件を支援(うち取得済3件))。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ HACCP: 日本発食品安全管理規格(JFS)の製造セクター(カテゴリEIV)について、2018年末から2019年当初までのGFSI承認取得に向けた取組を支援。さらに、製造セクター(カテゴリE I、E II、E III<sup>(*3)</sup>)について、2019年度中にGFSIへの承認申請ができるよう支援。また、JFSのセクターを外食、輸送・保管等へ拡大、普及を支援。</li> <li>(*3)E I: 腐敗しやすい動物性製品の加工 E II: 腐敗しやすい植物性製品の加工 E III: 腐敗しやすい動物性及び植物性製品の加工(混合製品)</li> <li>・ GAP: 引き続きGAP認証取得及び我が国発GAP認証の国際規格化の取組を支援。</li> <li>・ 有機: 引き続き有機JAS認証取得を支援。</li> <li>・ ハラール: 引き続き情報提供や相談対応を行うとともに、ハラール認証取得を支援。また、来日するムスリム向けの対応のための情報発信等も実施。</li> </ul>
<p>HACCPなど輸出先国の基準に対応した加工施設や食肉処理施設等の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2016年11月の「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」に基づき、輸出対応型の施設整備を推進し、2017年度中に17施設が稼働(うち、農産物3施設、水産物12施設、物流2施設)。(3施設は一部稼働)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き、「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」に基づき、輸出対応型の施設整備を推進。</li> </ul>
<p>我が国の強みのアピールにつながる規格・認証の制定・活用の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正JAS法が2017年6月に成立(2018年4月施行)し、JASの対象が、生産方法、サービス、試験方法などにも拡大。2018年3月に3規格(※)を新規制定するとともに、アセアン地域におけるJAS制度の普及・啓発を実施。</li> <li>※ 我が国産品に多く含まれる機能性成分の測定方法2規格(うんしゅうみかん、べにふうき茶)及び日持ち性に優れた切り花の生産管理方法1規格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国の強みのアピールにつながるJASの制定・活用と国際化を推進。(新たなJASを2020年度までに20以上制定)</li> <li>・ JAS認証の取得支援などを通じ、JASの普及・啓発を強化し、海外取引におけるJASの認知・訴求力の向上を推進。</li> </ul>

項目	これまでの取組状況・実績	今後の取組
<b>2 知的財産制度の活用</b>		
<p>地理的表示(GI)の活用及び、海外における品種登録や権利侵害対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでに35道府県等の62産品を、GI保護制度に登録。</li> <li>・ 日EU・EPAにおいて、その発効の日から日本側GI48産品をEUで保護することを合意。</li> <li>・ タイ、ベトナムとGI分野での協力について合意。</li> <li>・ GI等侵害の状況について調査。</li> <li>・ 海外への優良品種の流出や無断栽培の防止を目的とした海外出願相談窓口の設置、海外への品種登録出願経費の支援を実施。</li> <li>・ 海外での早期品種登録のため、日本の品種登録審査結果の提供に係る覚書を14か国と締結。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2019年度までに各都道府県1産品以上の登録を目標とし、引き続き登録を支援。</li> <li>・ 日EU・EPAの発効に向け、高いレベルでGIを保護するため、GI法の改正を実施。</li> <li>・ GI等の侵害対策や外国へのGI登録申請について支援。</li> <li>・ 引き続き、海外への品種登録出願経費を支援。</li> <li>・ 海外における育成者権侵害の実態を調査。</li> <li>・ 海外での育成者権侵害への対策(栽培差止め請求等)に係る経費を支援。</li> <li>・ 日本と品種登録審査結果の提供に関する覚書の未締結国に対する働きかけを継続。</li> </ul>
<p>植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV条約)に則した品種保護制度が整備されるための働きかけ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東アジア植物品種保護フォーラム(日中韓+アセアン諸国)の下、各国の品種保護制度の整備を支援(2008年～)。</li> <li>・ ミャンマー、ブルネイが作成したUPOV加盟に必要な国内法案について、条約との適合性をUPOVが確認(2017年10月)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東アジア植物品種保護フォーラムの活動指針として、全メンバー国におけるUPOV条約に則した品種保護制度の整備を目標とする「10年戦略」を2018年度に採択。</li> <li>・ この戦略に基づく各国の活動について、UPOV事務局と連携して重点的に支援しつつ、UPOV条約加盟への働きかけを実施。</li> </ul>

項目	これまでの取組状況・実績	今後の取組
<h3>3 国内の生産者と輸出先国の消費者、国内の産地間をつなぐフードバリューチェーンの構築</h3>		
コールドチェーン、バリューチェーンの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小ロット混載技術(2温度帯コンテナ、鮮度保持輸送ケースの開発等)の実証実験を実施。(2016～2018年度)</li> <li>・ 産地とも連携しながら、新たな鮮度保持技術の導入等により、生産から販売に至るまでの新しいフードバリューチェーンを構築するための実証を推進。</li> <li>・ 鮮度保持輸送技術や混載輸送技術の取組事例をまとめた「農林水産物・食品輸出の手引き」を更新・公表。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き、2018年度までに現在取り組んでいる小ロット混載技術の確立を図るため、実証試験を実施。</li> <li>・ 引き続き具体的な輸出の実績を拡大させるための産地と連携した低コスト・鮮度保持輸送による輸出の実証・普及を推進。</li> </ul>
多様な商流の構築のためのマッチング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2017年10月に、世界71か国から2,860人のバイヤーが参加し、国内約300社が出店した「第1回日本の食品輸出EXPO」を開催。</li> <li>・ JETROにおいて、国内外の商談会の開催、海外展示会への出展支援。(2016年度は、国内商談会14件、海外商談会9件、海外見本市19件。トータルで約237億円の成約見込み)</li> <li>・ 農林水産省食料産業局内に、「輸出拡大チーム」を編成し、輸出関心事業者と輸出商社・バイヤーをマッチング。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2018年10月に出店規模を前年の2倍程度にすることを旨とし、「第2回日本の食品輸出EXPO」を開催。</li> <li>・ JETRO等と連携を図りつつ、出展事業者のその後のフォローアップを強化しながら、国内外の商談会の開催、海外展示会への出展を支援。</li> <li>・ 「輸出拡大チーム」の取組により、具体的な輸出成約案件の拡大の推進。</li> </ul>
卸売市場の輸出向け機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際空港等に近接する卸売市場の輸出拠点化を推進するため、輸出拠点化構想策定や輸出に対応可能な設備の導入を支援。            ※輸出拠点構想策定：4市場(2015年度)、7市場(2016年度)、15市場(2017年度)            ※設備導入：3市場(2015年度)、1市場(2017年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き、「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」に基づき、卸売市場の輸出拠点化を推進していくため、実証や設備導入への支援を実施。</li> </ul>
農林水産物・食品を輸出する拠点としての戦略的な空港・港の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2017年度に港湾管理者が農水産物の輸出促進のための行動計画(農水産物輸出促進計画)を策定し、国土交通省が認定した場合に、小口貨物円滑化支援施設に加えてリーファーコンテナ用の電源供給設備等の整備に対し補助する制度を創設。2017年5月に北海道6港湾の港湾管理者が策定した行動計画を本制度適用第1号として認定、2018年2月に清水港の港湾管理者が策定した行動計画を認定し、支援。</li> <li>・ 2018年は、成田空港、福岡空港、新千歳空港において国際貨物上屋を整備・供用。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 成田空港では、温度管理専用上屋を整備。(2018年2月1日供用開始)</li> <li>➢ 福岡空港では、国際貨物上屋、輸出用冷凍冷蔵庫を新設。(2018年2月21日供用開始)</li> <li>➢ 新千歳空港では、国際貨物上屋を整備。(2018年7月完成予定)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産物の更なる輸出促進を図るため、北海道6港湾及び清水港での取組を進めるとともに、農林水産省とも連携し、新たな地域における農林水産物の輸出拠点となる港湾の環境整備を推進。</li> <li>・ 成田空港について、滑走路増設・夜間飛行制限の緩和といった更なる機能強化に係る議論や圏央道の整備を踏まえつつ、更なる貨物の取り込みに向けた利用促進策や将来の貨物需要に応えるための方策等を検討。</li> </ul>

項目	これまでの取組状況・実績	今後の取組
<b>4 輸出に関する規制等への対応支援</b>		
米国・EU等における日本と同等の残留農薬基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替農薬等がなく国内で使用せざるを得ないが、相手国・地域で同等の基準値が設定されていない農薬の海外での基準値の設定(インポートトレランス)の申請を支援。(これまでに支援を受けて申請された件数:50件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年度は12件の支援を予定(2018年5月現在)。</li> <li>今後も計画的に、インポートトレランス支援を実施。</li> </ul>
日本で使用可能な既存添加物の海外での登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>クチナシ色素など米国・EUの食品安全基準で認められていない添加物について、輸出先国の当局への許可申請に必要な安全性試験等の取組を支援。            クチナシ青:2016年度から米国向けに取組中(安全性試験中)            クチナシ黄:2018年度から米国向けに取組中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国向けは、クチナシ青は2019年度に申請し、2021年度までの承認を目指し、支援を実施。(クチナシ黄は2年後の2023年度までの承認を目指す。)</li> <li>EU向けの登録申請にも取り組み、クチナシ青色素は2020年度申請を目指し、支援を実施。</li> </ul>
<b>5 世界の種苗市場でのシェア拡大</b>		
国内における新品種の開発の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>農研機構が品種開発したものを民間に提供。</li> <li>農業競争力強化法に基づき、民間への知見の提供を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農研機構が品種開発を推進するとともに、民間との共同研究など民間の品種開発を支援。</li> </ul>
<b>6 自然条件等に左右されない水産物の供給</b>		
自然条件等に左右されない安定的な供給の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>成長を阻害する付着生物の除去支援、へい死抑制調査の実施。(ホタテ)</li> <li>早期採卵技術開発により、成長期を赤潮発生時期からずらすことで被害を軽減。(ブリ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTを利用した養殖管理技術の開発・普及。(ホタテ)</li> <li>養殖地の拡大や、周年出荷に資する人工種苗生産技術の開発・普及などによる安定した養殖生産体制の構築。(ブリなど)</li> </ul>

項目	これまでの取組状況・実績	今後の取組
<b>7 在外公館等を活用した日本製品のプロモーション</b>		
在外公館等を活用した日本産品のプロモーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>レセプション等のあらゆる外交機会を活用し、日本の食文化、食の安全性等に関するPRを積極的に実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係府省庁、地方自治体、関係機関等との連携を一層深め、輸出促進につながるPRを強化。</li> </ul>